

小さくても、夢・希望・誇りに満ちたふるさと・上川町をめざして

# 上川町ふるさと応援寄付のご案内



上川町は、ふるさと納税制度に基づく「上川町ふるさと応援寄付」を募っております。  
皆様からご寄付いただいた貴重な浄財は、町が実施する自然環境保護や教育・福祉・産業振興など、まちづくりの充実と発展のため、大切に使用させていただきます。

上川町への応援を趣旨とする皆様からの温かいお気持ちとご支援をお待ちしております。 **北海道 上川町**

大雪高原 旭ヶ丘

「選べる寄付金の使途」 次の8つの事業から寄付金の使いみちをご指定ください。

①大雪山国立公園を含む自然環境の保全  
及び景観の維持、再生に関する事業

⑤省資源・省エネルギー化の推進に関する  
事業

②町民の健康増進及び福祉の向上に関する  
事業

⑥教育・文化・スポーツ活動の充実に関する  
事業

③安全・安心の施策に関する事業

⑦町民によるまちづくり活動の推進に関する  
事業

④産業の振興及び魅力ある観光振興に  
関する事業

⑧その他、目的達成のために町長が必要と  
認めた事業

「感謝特典プレゼント」 寄付いただいた方へ下記の特典をお贈りします。

特典 その1 10,000円以上のご寄付をいただいた方へ、「感謝特典」をプレゼントします。



※寄付金額に応じて特典を選べます。詳しくは別冊「感謝特典カタログ」をご参照ください。

特典 その2

上川町の広報紙「かみかわ」（毎月1号発行）を、  
一年間無料でお届けいたします。

（希望者のみ）



## 「ふるさと納税制度」 寄付いただいた方は所得税・住民税が軽減されます。

寄附金のうち 2,000 円を超える部分が、住民税と所得税を合わせて軽減（控除）されます。ただし、軽減額（控除額）は、住民税所得割額の**2割が上限※**となります。  
（例）30,000 円を寄付した場合、28,000 円が軽減（控除）されます。

【控除額の計算方法】 給与収入 700 万円で配偶者を扶養している方（住民税所得割額 371,500 円）が、30,000 円を寄付する場合…

寄付金 30,000 円

寄付控除対象額 28,000 円 ①

個人住民税の軽減額  
(税額控除) 22,400 円 ③  
所得税の軽減額 (税額控除) 5,600 円 ②



※所得税控除の限界税率（平成 27 年分）  
所得金額 195 万円まで… 5%  
330 万円まで… 10%  
695 万円まで… 20%  
900 万円まで… 23%  
1,800 万円まで… 33%  
4,000 万円まで… 40%  
4,000 万円超 … 45%

①寄付金 30,000 円から 2,000 円を引いた後の 28,000 円が寄付控除対象額となります。

②所得税の軽減額（税額控除）を算出します。  
28,000 円 × 20%（限界税率※） = 5,600 円

③個人住民税の軽減額（税額控除）を算出します。  
[基本控除] 28,000 円 × 10% = 2,800 円 ア  
[特別控除] 28,000 円 × 70% \* = 19,600 円 イ  
\* 特別控除の税率 70% = 90% - 20%（限界税率※）  
ア + イ = 22,400 円

④上記② + ③ = 28,000 円が軽減されます。

※この場合の軽減額の上限は 74,300 円（住民税所得割額の 2 割）となり、上限以内となるため全額控除（軽減）されます。

◎ふるさと納税制度に関する詳細や手続きの方法につきましては、最寄りの税務署またはお住まいの市区町村税務担当窓口へお問い合わせください。

## 「寄付の手続き」 以下の方法によりお申込み及びご入金の手続きをお願いします。

- 「寄付申込書」に必要事項を記入し、郵送または FAX、メールによりお申し込みください。

送り先：※裏面の「お問い合わせ・お申込み先」へ

FAX：01658-2-1220 Eメール：kikaku@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp

上川町役場 企画総務課 企画グループ（☎01658-2-4063）

- 次のうち、いずれかの方法によりご入金をお願いします。

- ①郵便振替…郵便局窓口で郵便振替によりご送金ください。（ご希望いただく場合は郵送します）
- ②口座振込…以下の金融機関口座へお振り込みください（振込手数料のご負担をお願いいたします）。  
上川中央農協（3225）上川支所（002）普通 0554452  
上川町一般会計（カキワチョウイッパ ヲウケイ）

※ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」からのお申込み以外の手続きにおいては、クレジットカード決済またはコンビニ窓口ではご入金いただけません。ご了承ください。

### 【ふるさと納税ワンストップ特例制度について】

会社員など確定申告の不要な給与所得者は、確定申告を行わなくてもふるさと納税による寄付金控除（軽減）を受けられる「ワンストップ特例制度」を利用できます。制度の利用を希望する方は、以下の要件を満たしていることをご確認の上、上川町に申請書を提出する必要があります。

詳しくは担当までお問い合わせください。

- ①確定申告の必要がない給与所得者であること
- ②ふるさと納税を行った団体が 5 団体以内であること